

「アウトドア資源を活用した体験・滞在型コンテンツ造成事業費補助金」に係る仕様書

1 事業名

「アウトドア資源を活用した体験・滞在型コンテンツ造成事業費補助金」

2 事業概要

(1) 事業目的

アウトドア資源と地域の観光資源を掛け合わせた体験・滞在型コンテンツ等の新規造成を図ることを目的として実施する。これまで本県が磨き上げてきた観光資源とアウトドア資源を掛け合わせた観光コンテンツを造成することで、観光消費額の拡大につなげる。

(2) 事業内容

ア 補助対象事業

補助対象は以下のメニューに該当するもの。

①	新たな観光コンテンツ等の企画に係る経費	ニーズ調査、先進地視察、テストマーケティング、モニターツアー、ファムトリップ、その他外部事業者への委託費ほか
②	コンテンツ造成・設備導入に係る経費	・機材や設備等の整備等 ・ツアーガイド、スタッフ等の育成、専門家への相談費用、その他コンテンツ作成に必要な条件整備 ほか
③	販路等開拓・整備に係る経費	・パンフレット、セールスツール等の作成、WEBページの制作・改修、OTAへの掲載 ほか

イ 補助対象者

①静岡県内市町

②静岡県内観光協会、DMO、一般社団法人、NPO

③県内に主たる事務所又は事業所を有する観光事業者（企業及び団体）で、①または②との連携がある者

ウ 補助対象期間

補助金の交付決定の日から令和8年2月28日まで

エ 補助率及び補助上限額

補助率	補助上限額
1/2以内	3,000,000円※

※「②コンテンツ造成・設備導入に係る経費」のみの申請は不可とし、「①新たな観光コンテンツ等の企画に係る経費」または「③販路等開拓・整備に係る経費」とセットでの申請を必須とする。

オ 応募手続き

①令和7年5月1日（木）から令和7年5月30日（金）まで

②申請にあたり、事前相談は必須です。令和7年5月23日（金）までに必ず受けてください。

3 問合せ先

公益社団法人静岡県観光協会 商品企画課

電話 054-204-0066

E-mail sheet@shizuoka-tourism.or.jp